

VirtualShield保守サービス約款

お客様（以下「甲」という）と 住商情報システム株式会社（以下「乙」という）は、甲が別途締結した「END USER LICENSE AGREEMENT」に基づき、Blue Lane Technologies Inc. 社（以下「丙」という）が開発したソフトウェア・プロダクト「VirtualShield」（以下「ソフトウェア」という）の保守サポートに関して、以下の通り合意する。

第1条（目的）

甲は、ソフトウェアの良好な稼働を維持するため、第2条に定めるソフトウェア保守サポートサービス（以下「保守サポート」という）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

第2条（保守サポート）

1. 乙は、ソフトウェアの正常な稼働を維持するため、甲に対して次の各号に定める保守サポートを提供する。ただし、甲が本契約および頭書記載の「END USER LICENSE AGREEMENT」に違反してソフトウェアを使用した場合、乙は、保守サポートの提供を拒否することができる。

(1) エラー修正

乙は、甲から報告を受けたエラーを解決又は回避することを目的としたエラー修正を提供するべく合理的に努力をします。甲から報告されたエラーがメンテナンス・リリースで修正された場合には、乙は、当該メンテナンス・リリースを速やかに実装することが必要になります。エラー修正は、当該エラー修正を含むメンテナンス・リリースが入手可能となるまで使用される一時的修正、手順の形で提供されることもあります。

(2) メンテナンス・アップデート及びアップグレード・リリース

本契約期間中に、メンテナンス・リリースの提供が可能となった場合には、乙は甲に対しかかるメンテナンス・リリースを提供します。

(3) InlinePatchの提供

本契約期間中に最新版のInlinePatchを、乙は甲に対し提供するものとします。

2. 甲が本条に定める保守サポート以外の保守サポートを希望する場合、乙がこれを認めた場合は、甲は乙が別途定める条件に従い、所定の料金を支払うことにより、当該保守サポートの提供を受けることができる。

第3条（保守サポート対象外業務）

保守サポートには次の各号は、含まれないものとする。ただし、次の各号に限定されるものではない。

- (1) 乙及び乙の委託する技術員以外の者が担当して行ったサービス、修復、又は改造を原因として発生した障害の修復。
- (2) 保守対象外のソフトウェア又はネットワークを原因として生じた障害の修復。
- (3) ソフトウェア・ウィルス、セキュリティホール等に起因するシステムの障害を原因として生じた障害の修復。
- (4) 新規ハードウェア又はハードウェアのアップグレードを原因として生じた障害の修復。
- (5) 甲の要求による保守対象ソフトウェアのプログラム変更、開発及び修復
- (6) 甲又は第三者の責に帰すべき事由、又は天災地変により生じた障害の修復。
- (7) 甲の不適切なソフトウェアの使用又は取扱いにより生じた故障の修復。

第4条（保守サポート対象ソフトウェア）

乙による保守サポートの提供は、原則、ソフトウェアの最新バージョンを対象とする。甲はメーカーの指示に従い、常に最新バージョンへの更新を行なうものとする。

第5条（責任の制限）

ソフトウェアに不具合が発生した場合の乙の責任は、保守サポートを繰り返し提供することに限定されるものとする。乙は、ソフトウェアの不具合に起因して甲に発生した一切の損害に関し、損害賠償の責任を負わないものとする。

第6条（保守サポート時間）

乙による保守サポートの提供は、原則として月曜日から金曜日（ただし、祝祭日、年末年始等の休日を除く乙の営業日）の9時30分から17時30分までに行われるものとする。

ただし、上記時間外においても、甲の要請に基づき乙が緊急かつ必要と判断した場合は、この限りでない。この場合、時間外サポートとして取り扱い、甲は乙が別途定める条件に従い、時間外サポート料金を支払うことにより、当該サポートを受けることができる。

第7条（連絡窓口）

保守サポートにおける相手方への連絡窓口については、別途記載の保守申込書の記載の通りとします。

第8条（甲の義務）

1. 甲は、ソフトウェアを正常に稼働させるため、乙所定の使用環境においてソフトウェアを使用するとともに、乙が保守サポートを提供するのに必要な環境を整えるものとする。
2. 甲は、ソフトウェアの設置場所を移転する場合は、事前に書面によりその旨を乙に通知するものとする。
3. 甲は、甲の責任と費用で各種データ及び設定ファイル等のバックアップを取り、かつ保管するものとする。
4. 甲は、乙による保守サポートの提供が円滑に行われるため、次の事項について、乙に協力するものとする。

- (1) ソフトウェアに発見された瑕疵、不具合の乙に対する速やかな通知
- (2) 保守サポートに必要な機器、消耗品、作業場所、情報、資料等の無償提供
- (3) 乙の要求に基づく確認、検査等における立会い

第9条 (甲の負担する費用)

サービスに要する費用のうち次の各号に定めるものについては、甲の負担とする。

- (1) 電気料および水道料
- (2) 調整用消耗品および記録媒体
- (3) 乙もしくはメーカーが別途指定する有償交換部品
- (4) 保守サポートを行うため要員が航空機等の交通機関を使用し、または宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費および諸費用

第10条 (立入権)

乙は、ソフトウェアの保守サポートを提供するため、必要に応じ、ソフトウェア設置場所に立入り、ソフトウェア稼働状況および使用状況を検査することができる。

第11条 (対 価)

1. 甲は、乙の請求に基づき、乙が提供する保守サポートの対価として、別紙に定める保守サポート開始日から1年間を単位とした年間保守料を、別紙に定める支払条件にて毎年乙が指定する銀行口座に現金で支払うものとする。
2. 乙は、変更しようとする60日前までに、書面で甲に通知することにより、年間保守料を変更することができる。
3. 前項に基づき年間保守料が変更され、または別紙に定める指定条件の変更により、適用される年間保守料が変更となり、すでに支払った年間保守料と変更後の年間保守料に差額が生じた場合、甲は、乙の請求に基づき、当該差額を支払うものとする。

第12条 (遅延損害金)

甲は、前条に定める年間保守料の支払を遅延した場合、支払期日から当該対価が完済される日までの期間について、年14.6%の割合で乙に遅延損害金を支払うものとする。

第13条 (再委託)

乙は、乙の責任と管理のもとに、保守サポート業務の全部または一部を第三者に再委託することができる。この場合、乙は当該再委託先に対して、第14条と同等の機密保持義務を負わせるものとする。

第14条 (機密保持)

1. 各当事者は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約に関連して知り得た技術上または営業上その他一切の情報のうち、相手方から「機密」である旨書面で指定された情報（以下「機密情報」という）を第三者（各当事者の親会社、子会社および関連会社を含む）に開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当する情報についてはこの限りではない。
 - (1) 開示の時点で開示を受けた側がすでに保有しているもの
 - (2) 開示の時点で公知のものおよび開示を受けた後に公知となったもの
 - (3) 開示された機密情報に関係なく独自に開発したもの
 - (4) 機密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手したもの
 - (5) 法令に基づき官公庁から開示を義務付けられたもの
2. 各当事者は、相手方から開示された機密情報を対象業務以外の目的で使用してはならないとともに、相手方の書面による事前の承諾なしに、機密情報を複製または変更してはならない。
3. 各当事者は、善良なる管理者の注意をもって機密情報を厳重に管理するとともに、対象業務に従事する者に対して、本条の機密保持義務を遵守させるものとする。
4. 本条の機密保持義務は、本契約終了後も2年間はお効力を有する。
5. 乙は、第13条に基づき、対象業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、当該第三者に本契約に定める機密保持義務を遵守させるものとする。

第15条 (契約期間)

1. 本契約の契約期間は、別途記載の保守申込書の記載の通りとします。

第16条 (契約解除)

1. 各当事者は、60日前の書面による相手方への通知をもって、本契約を中途解約することができる。
2. 乙は、甲に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、何等催告を要せず、本契約の全部または一部を解除することができる。なお、本条の規定は、第17条に定める損害賠償請求の権利を妨げない。
 - (1) 甲の契約不履行が、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、是正されないとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、公売処分その他公権力の処分を受け、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、もしくは破産その他倒産手続開始の申立があされたとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 甲の資産、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

(6)その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

本項により本契約が解除された場合、甲は、当然に期限の利益を失い、乙に対する一切の債務を直ちに履行するものとする。

3. 甲乙間又は甲丙間で別途締結された「END USER LICENSE AGREEMENT」が解約された場合、本契約も解約されたものとする。
4. 本条により本契約が終了した場合、甲は、すでに支払った年間保守料その他一切の料金について、乙に返還を求めることはできない。

第17条（損害賠償）

各当事者は、相手方の行為により損害を被った場合、債務不履行、瑕疵担保、不当利得、不法行為その他請求原因の如何によらず、相手方に対して直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、甲が乙に対して支払った当該年度におけるソフトウェアの年間保守料を上限として、損害賠償を請求することができるものとし、損害の発生を予見し得たか否かにかかわらず、特別損害、間接損害、逸失利益については責任を負わないものとする。

第18条（不可抗力）

1. 本契約に定められた乙の甲に対する履行義務が以下の事由によりその一部又は全部が遅延し、若しくは不能となった場合には、乙はその責任を負わないものとする。但し、乙は、当該原因が除去されたときは、速やかにサービスの履行を再開するものとする。尚、当該原因により、本保守サービスの履行が不可能と乙が判断した場合には、乙は、本保守契約を即時解除できるものとする。
 - (1)天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃、制定、公権力による命令処分、輸送機関の事故等が発生したとき。
 - (2)その他乙の仕入れ先の倒産、吸収・合併、売却、事業の停止、及びサービス提供の停止等の事象、不可抗力により乙の責に帰すことのできない事態が発生したとき。
2. 本条により本契約が終了した場合、甲は、すでに支払った年間保守料その他一切の料金について、返還を求めることはできない。

第19条（相 殺）

乙が甲に対して債務を有する場合、当該債務の弁済期の到来の如何にかかわらず、乙は、甲に対する債権の対当額と当該債務を相殺することができる。

第20条（権利義務の譲渡）

各当事者は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約上の権利義務を第三者に譲渡してはならない。

第21条（契約変更）

本契約の変更は、両当事者の権限を有する者が記名捺印した書面でのみ行うことができる。

第22条（裁判管轄）

本契約の履行に関して生じた紛争については、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属裁判所とする。

第23条（協 議）

本契約に定めのない事項その他本契約に関して生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議し決定する。

以上